7 3
4462

早稲田大學
圖書館
寄託者 内田文庫
寄託書第 一二七號
6
號 39 第
册 第

此手紙ハ赤穂浪士の外ハ例なき事ゆゑ予が此仮名をおもふハ
同姓なれバやしなひきせの為改の為に勝れ浅野とハいひしなれ
相州月中旬中郡住あり人手紙に依て内匠頭の役所出雲守殿へ松平
出羽守殿直改役住居など書たる人手紙に宝永の記録にも出て其後
日光法事の頃なりしを浅野京都の御使なりしが後に在府のとき
其事を以て是非まで大沢共に御用達高家江戸に而吉良上野介を以て支配なる
つきゝ仕たりしに吉良上野の高家ハ高家になりて代り
高家の事をも申上候御家人なり吉良家も高家ハ小役に縁組して
大沢なりし中川雅楽頭の御高家の別に
浅野ほそ事
寛文二年三月中旬　中郡仕役義の由役出雲守殿源直政
松平出羽守大河内本家基将軍大浦の源を補ひける

内田
源經中藏家圖書記
門 ワ 3 號 4462 巻

四月廿日江戸を発途して廿三日出羽守へ〇陸奥新発田城中にて
御先役申付同月廿七日田部佐竹式部少輔より
差遣あり候て咲守大和紀伊守として廿八日出羽守大和守
年　御溜詰を仰上　酒井雅楽頭井伊掃部頭並年寄衆廿一日
御請申上られ候大目付御聞の上にて仰付候に〇〇江戸
上方衆以上件の通りにて御溜詰格仰上出羽守を雅楽頭
御礼を済して出羽守同江戸表到着廿六日登城出羽守
御家老衆役人登城して御溜年寄衆と先ゟ大和守御用番同年同
肥後守武蔵守伊勢守播磨守式部少輔の当日出羽守に相成り
小笠原大膳大夫 佐渡守 並 土井大炊頭 勅使 酒井 相 式部少輔 大膳大夫 高家 佐渡守
因幡守 越後守 宗対馬守 加賀守 松平伊豆守 等にて 謁見 出羽守 同 日 の 如し
其後 秋田 阿部 伊勢守 江戸 登城 の上にて 御 年寄 衆 へ 出礼

本多伊予守 は 近江守 も 後 肥後守 武蔵守 大膳 亮 を 桐間 に て
出羽守 等 お 待 合 せ 居 上 方 より 其 仰 付 を 御 礼 申 上 の 御 年 寄 衆 へ 内 談
何 れ も 御 礼 を 申 上 る 也 出 羽 守 も 同 じ く 参 り て 同 席 せ し
出 羽 守 大 膳 亮 も 申 上 る 趣 を 御 聞 届 あ り 則 ち 御 家 老 衆 列 座
の 上 に て 御 礼 を 申 上 る 也 と 仰 せ ら れ 御 用 番

大和守　老中

大和守 も 出 席 し て 公 事 根 元 の 事 聞 え 候 に 付
本 郷 越 前 守 に 御 用 御 礼 を 仰 せ 出 さ れ 丹 後 守 に て 御 用 番
御 祐 筆 衆 天 下 一 統 の 儀 御 礼 申 上 に て 出 羽 守
六 月 十 六 日 近 江 守 の 後 小 笠 原 大 膳 大 夫 等 十 六 日 に 上
御 用 番 小 笠 原 大 膳 大 夫 佐 渡 守 に て 申 上 る
の 御 礼 の 儀 同 様 御 目 見 相 済 候 て 其 後 小 田 原

羽林

[illegible]

右懸り之者ハ追而懸合之上不埒之品も有之候ハヽ不及出
頭候義も可有之且又其趣申上候節ハ伺之上其筋之大
小軽重ニ応し吟味之上相当之御仕置可申付候且又
最寄之者共申合候而人之身上ニ拘り候儀ハ其外法度ニ触
れ候品ハ格別之案例の如し

巻之七

一 金銀米穀之事

太宰紫芝園 純 選

當代國の始より寛永の時迄ハ天下の米穀價甚賤かり
しかバ士人さのミ困窮もせず世の風俗質素なりしが寛文
事為?の比ハ價も甚く賤からず由て寛永の代元禄
年中迄ハ米價甚賤く東都の米價金壹両ニ石余なり元禄の前
壹斗迄也 寛永寛文の比ハ金壹両ニ米貳石ニ及ぶ
なりて士人困ありし時士人ハ話て米穀價賤きを歎てあるべき
事なり米穀高くなれバ百物の價を増くつまりと云人ハ尤なり
此の類多く困しく世となり米價高く動きなく價も高直なり
り人ハ用度不足すなし元禄十二年己卯の
秋より八月廿日の大風にて年穀熟らず其年の冬ハ金壹両の

米價百匁餘と金五十両余なり是より後は金壹両ニ米
壹石弐斗ほどニなりし米價高く成りしより士人も困窮す
理を得し銀山も高く年々に減じて僅なる沙汰となり
かくし米價の高きなる事を經るハ其後の事なり 到て
われ其の値段の下がりし御爲十三年寛永十五年に至て
此の頃の深く困窮し每年數十萬の米穀を出し方にて爲す事
出て一ケ年十五萬石程を取て米穀高直なり
寛文の年十月廿六日享保年中大坂に米穀の價高く成る
しかる處年の米の價落ちの當年
諸国より米人の出し京の米價下がりて大坂の米價下り人
其上に米價高く国によりて寛永年の間に十両六
江戸へ来りの價米穀を年々多く登らする米價の高き事

依然たり宝永四亥年十月に至り当年山より出来て
猶又を殺すに至り両金関東銀の国地猶又り悝きれく
廃すして其勝手のよろしからぬ諸米穀價を高騰へし亡益の
年宝永辰年乾字金を出させ給ふ文廟正徳の初正徳元年辛卯
の秋より米價猶又高くなりて壬辰の春に至りては米壹石に付
米九十目の相場になりける時銭貨改鋳の元金を廃して乾
金を行ふ事はみなより又乾金も元本に改めて一両を以て米壹石
の古金に復さるへきとの其後は定通用の国の高く
乾金を通用ありし其後も年々に米價の高くなり騰貴なる
き時節に当りて金幣の通の中に蔵する事依て米價又高く
くなりけり壬辰十月文廟薨じさせ玉ふに遺命により金幣
を改めらるへき事を定めありし其後章廟の

世となりて乾金の通用ありしかとも猶未だ世上金多くありて實
悪しく正徳の末に至りて小民又困窮する事正徳の末昔に比すれは
勝るなるへし章廟の世となりて金幣はことごとく改められ
元の古金となりて其後より出来の古金と増ふ享保の頃年より
宝永年中より出来る米價高値に貴きは元年より享保
年迄二十余年の間米價の甚だ賤しく然るに民の賤き
時は金を高くして米價はやすく辛丑の年より米價の甚だ
高くなりて困窮の甚しく元文の年比と改めては尚又金
宝永の頃より改て乾金を始めて元文に至り金の貴き事に拝
元文の改金の頃より米價の安き事は甚しく
然るに其後の困窮の事は何とも元文より以来
二十年の間米價高くなりて小民済生の道に難く上

主人のもう人を殺と出まうの金銭の年貢の長くきく
とゆるけうと迄年の貴うめのつきぬ時うら川瀬のうち
あう迄年の年貢の為に黄金川瀬出さるい野人うと習いさる
よのかこ習ひよい真事りあうあうあう無の如一遍の伝教ありて
知らうくきくるこ抜きうて変すうと角秋の新こ主うの
年貢ぜうり勝くこ千貫の品りてい文御宮六十年の品り金
黄銭くくてむう出さうりしい内の中の二の貢ふるう年かう
年と祝うるのいちのかー千世たまの家ー仏御の神と家へ
長年りと云て他の国と年ちんとすれい野の急角さくいこすす
他の国とたさんとう多く年とうれいみくたうすまへ
の国義の事農業ちんと同一野年りうて教とうあれ
とも芝と書りあんう勝貴人うの方貴と貢ふ毎ふれり貢と

家人の品義ちんかりうて利注とかあきかの主人年りれい
世り年銭のうきかり立高のあれ利法かーされい今の土の如く孫と
年山中民山うあ教ちまうー仏御するの教ーうの年貢
以ーい孫ーうあーれ上ようあうかーう年貢孫ちんて古年の家とすあハ
古人一世のちのあんかーの世山年貢古孫ちんハ民品国家する
制銭乃品国ーいうくハ年銭と年銭ちんハ金銭と年ちんかーいハ孫
しあと事銭ちいうハ年と銭ちーて改とうちうう漢の貴銭り
ハーうハ品銭銭や

漢の秋高品銭ーれ年家の法ハ今の世りしれりうく元年
貢の年りう銭きうて民利解と海ちうハ一財の年ーれ年
財貢て玉りう年教ちくあれハ孫りう教の貢年く年貢の
銭と考ー年教の品貢ちんう北矣ちん今の世の古人

の情ふれたる理り肖ゆる事こさぬい人情みてるれし米價を
米くせんとて五ちりの米事とかくせんとかりいのすり回りあて
米事業の法を行ひ事をもてまほしのりし其術の山ゆ出
の九分順あり所の業を建て其術の報とハ其業り維新して
事務を轉ず其所ゆ〻川造之業ハ一さもあ〻れ出
邦の米かくなりて自然り價と有て出邦りい張出米と業ゆ
〻き移の米と石色の名業ゆ出ゆ物の價高きと云ぬ支
ゆ事ゆ 以ての外出ゆ所の米と多報ゆを商相といゆ
商の米と多く米邦くつるかり平價ゆ物くこせ世の業とする
米邦り米ゆ事ぬい價米とゆ〻ゆ出邦の米業ゆ五ハ出ゆ
米ゆる米一米と米價ゆ物ぬい所ゆ〻ゆ米と移ゆ
の如く米價ゆ貴ゆぬい人皆報ゆ業と米ゆる米三米と

米事業を建て報を多く其の出米百一ゆ米ゆの出事ゆ
時民と移り好し米色の移り
料し必布米人食以三十年
色と云て又出元九年之ゆ高回布ゆ畠米出産民茶
之ゆ高回布ゆ高之ゆ米之ゆ高回多米
し稲色ゆ〻ゆ出飛其ゆ米色とハ稲産して出茶と食ゆ
ゆ移ゆ遠方の報とハ出邦（報ゆす其所ゆ九年十年の
米ゆて——石色の米要ゆ出ゆ民と移ゆ其移ゆ米
價ゆ出ゆき事ゆ出ゆ價と賜て親の出ゆきと出又報く
業り收出ハ出ゆ出織事ゆ四年業と移ゆ一米三業
ゆ報と出邦く報ゆ出ゆ出邦り價報の業邦ゆ五四業と
價ハゆ報ゆ報出事ゆ報出ゆ米業ゆ出ゆの如く

皆承る事なれハ今の世ハ小臣を知り無きも善政なるへし并ニ定学
金銀を與へ穀蓄ふ人となれハ必当を納むへし并ニ此徒ハ出生
一旦ハ無つの事なりしか蓄への当をようとす間来ハ是にて蔵米
の時に蔵米を出れハ是ハ多く水手立ふる人多り
知行ハ上ハ国禄ある事の国禄とハ君より采地給はるにて今の世ハ
知行とハ今の知行とハ其国地を知の主なるものにてなる事を知行
する者の在国にされハ知行といふハ必地方にて今の世ハ小禄のものハ
蔵米を取て地方なきもあれハ地方を取るもの有り附を上ル
知行と云ふなり国禄ありて知行するものを給人と云ふ給人のうちの
職きもの国禄を禰へずして蔵米并ニ金銀なと禰ケて其
家臣の給はるを俸と云ふ其の位ハ切米給ふとして上ルを俸ハ
最俸月俸の事又并ニ俸と云ふも金銀取りるを金俸と云ふ

国禄なくして米俸金俸を禄とするものを今の世ハ蔵人といふ蔵人
の中にて国禄を持たるものを百姓と称し国地なきものを蔵人と称
する也御かこれ國より俸受するものハ国禄となハさるものゝまてとも
皆米俸を給ハるものなり　商代書家に出身するものハ華族
の末に近き者米俸なきハ其俸の末に従ふ中官人の末に従僕
の事ハ米俸又金俸あり従僕の俸なとも扶持従僕の事なり又
米俸なく金俸のみなるハ金俸を取るもの新参なり又金俸なく米
俸のみ従僕の事にて金俸と出すハ昔は年利を取るもの多し田舎
扶持の従僕ハ其の事より收納するものハ米ならて其米ハ蔵にて金銀
と称ふるに米俸を出たるハ金銀を称ふる事多く米俸の事ハ金
銭を称る事なし従僕の人と其の家を結ふなりの人とも
人を登人といふなり米ハ土地より出るものなし出身の人なれハ

収納する処信濃国毎年日光山へ米を寄進する
ものの人数に依る人に米を信濃国毎年日光山へ
而金借ろ以米の寄附の高に依て米の出方処信濃国
言葉の古文書に曰く寄附者の名書付は名代の者を出す
ものくしてより利あり以来米価騰貴
借ろ米を出すより米の一位より又四年牛大小の強風
当年米価騰して四月なるものの人の強風
出て補ふて諸国凶荒多きの所きいと百姓
米のむらーとゆ山い強風の人と言ふ処人此上ハ人ものく
減産して減して強人の為ろ米を出すと言ふ
とも方法の所強風ハ此ことして
皆知るものいまるでいまるつまり一年に一年ろ国荒

すいかし此年無作の年風と言ふ
金借の元多き所と強人此上ハ人ものく
すれ米を人ものさの人ものし減
ろ一列に強ものろいい僅ものの内と減ものきれ
ものさのものの日ものもの
さ人に減一さ人ものの米の米と清ものいい年強
近い米借とのもの人きるの原因
ものの人の数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき
ものの人を数年の高ものの人を減ものき

同所ヨリ下ル宮ヶ下ノ坂ヲ城ノ[illegible]ト[illegible]ノ事ニ[illegible]ト[illegible]ト[illegible]
ス宮ノ[illegible]ノ事ヨリ[illegible]キ[illegible]ア[illegible]ク[illegible]ア[illegible]ク[illegible]ト[illegible]ノ
[illegible]ヲ城ヲ[illegible]ト[illegible]ヲ[illegible]ノ[illegible]ノ事ヨリ[illegible]ヲ[illegible]ト[illegible]
[illegible]ク[illegible]ト[illegible]ヲ[illegible]ヲ

巻の八　大宰府右京職　紙　櫻

金銀吊教し事

九十六支の国孫ある者より川上行候　天子ヨリ出る
よりの孫とす地ヨリ出るよりの弟教と主と寸国ノ士
大支川上の人の孫とのこれ弟教ハ[illegible]ヨリ教孫とのこ
ヲ支化ス士大支川の[illegible]ノ行候ハ弟事の国と弟と
例の孫きヨリ国陽と万年と弟と国ヲ[illegible]ハ弟事の
者国と年ヨリ生ヲ[illegible]ヲ[illegible]ノ
世ハ人ヲ帯と[illegible]ヨリ行候の[illegible]ノ弟事費用と今
[illegible]ヨリ[illegible]ヲ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
物の[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ国ヨリ今銀
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

子孫繁盛ならんと祈り今迄差支なく
類のごとく其之人と成り候得ハ蔭の
費用を今時すて空しくなる世の
うち定りの米價安くさとき米と
利あり米價強きとき米と出
費用を空しくなる事
出るものなりて空しくなる
其ことを以利なる此年米の
金銀安く敷あれハ米の出る事
商売する者ハ此こと米ハ
米差手ハ其の利を米を手
他ハ米の出る所と商賣

米價賤きとき米を金銀
用と無すれハ米價高きとき
米價賤きとき米を金銀
約束ハ米價乃書物ハ士
徒と成ても米を
の海夫ハ国用の運ハ
海一金銀ハ高き金銀
米價高き時ハ米
ハ高ハ高く賣
ハ高ハ高く賣
ハ高ハ高く賣
用と無すれハ米價高き時ハ金銀
米價賤きとき米を金銀
約束ハ米價乃書物ハ士
徒と成ても米を
の海夫ハ国用の運ハ

のちなりし国計とは諸侯以上の国用の意味なりとあり
漢の代に武帝奢靡を好みしより国家ますます窮乏し漸
て封君諸侯など貧窮して富商人の富を見るに及んで卑賤
と侮りて自ら毎に秋成の収りなく邑入と云ふて其を借り邑
入と名付けの収納を雑支入を支へ漢書にあり封君は皆低首仰給
すと書り封君とは土地を領し列侯なり封ぜられたる人なり今世の大名
となるなり低首とは封君は皆首を下げて高貴の
者に向ふなれど仰給とは仰ぎ給はるにて貴人の如く上なる
給はつきたるにて用度足らずして借金をしたる人を
是を動かすと云ふ仰給を皆商家の物かくの如くなりしにも
遠き古の事なるに今の世の諸侯は大きに皆低首を仰ぎて町人
より金を借りて其外和の富民と計りて金を借して事済

りけし世に諸侯の邑入を悉く子孫に付して收納の時節より
先に子孫家より金を借りれば子孫は家老と称するものといふ邑
入を借りて以て又其上ますます借り借金を重ね此において返済を約す
るなり然るにて子孫家を見て富豪のごとく思ひ士と云ふ
て町人は御用達と称し重代の家老格に昇進して附の者と定めたり
家人とは附して子孫家とは諸侯に仕へし家来なり武士の子孫
の家と称してなすより商賈の者なり諸侯とあらば人家老の列に入る者は
世営なるもの士と金銭借りて入りて文出の利息を借り借して
人と国家の財をもるる者の蔵納を云ひて共に金をとりあふ人
比としてなるは諸侯の我に取りや為に禄の士を支へる風俗
の勢ひ是より大名に至る迄各奢靡の風ありて諸侯をして
かくは実に士大夫以上生産の道を絶きり取る天子より以下庶人

刑罰を生産の力をもつてまれに生じたるの社作り五割の量入
次者出こと以て一切生産の要文を以て万法総括し編
函度人に生たまふ生産の要文なるを以て諸を法
彼の生産をいう量入といい一年の内割り収まる処を入と
いう一年の内割り収まる処を年穀米山海の法運上すべ
と称して徴税するとしかるに法動産を以て量入とす
出産をいうもまたこれ人の仰り列生むるに徒たのしむ事いう
況う事業のみれば年穀収納法をもつて費用用るに義務
ものをもつてこれを満たすべしつとめるべきものこれ以内の
以内浪費を節約するべきの仰ごとにめるべき法
りの基位をもつて入とす量をもつて生産をもつてしかるべ
法一万用にたれ〳〵の浪費を考ずして先を新刊の仰る

と称して如来の新刊物産を以て生産の産業量即此
地利と人事とを以て入と生産とを対照し量を計して一切の
生産の産物をあきらかにす　差出産入出産の物産をもつて
石位に僅まる量の外にして出産の産物をもつて四分
量を計算すべきものとす　一家完成する外に入出産物とす
する生産の産業を保護するとともに産業をもつて
節用のものの産業を益する道理に節用と雖ども
産業浪費あるものの産業の浪費と異なり竹の節のごとく
なる生産あるとも産業を節用するものの
五割の量入以為出といいて刊刊の産業量入以為出
所生産入をもつて生産と産業と
以為出産入の産業と産業と

秘の事より出る年数合説の定る人あると経費へといふ毎年
りあるときハ七二年三年四五年まで一度さし定りたるもの納入にす
小しとも経費を多く経費よりの年のうちに余年より積りて其用を
なしあまり此度経りかるゝ外へ別にぬ物あまりさし此経費ハ別出文の外へ
入て出るをはけてかくは好みて候へしと当る人此物のやかからる事余
なくにこまねり生産を借るを尽し世もつ半年と年毎にかゝりて天下
出る家ハなどもいふ所ハ不意あるかさいすまといふ年事あるしと日
行めるゝに至り半年大に見たの此年数不足の事て己以
其の家ある是年之一の不意にあり当人の志ハ天のうへの経費ハ人の務
ならぬ事振行はハ御家の大事之事振ハ務世ハ大きなる事
ならぬも事役ある事それかしも国をほ滞ありて済世あらし
軍旅をけ出るをへきによらに行ひ出去のうせて京師出版

秘とあるも日生活のもちにて軍役の旅行とて行役とはいふ戦役
滞世ありとなるありて年ハ風雨の不意ハ之家ハ病人死人あるは
内の不意之始外の不意何事かは生むまず不時の出来ての数費
候と費ありまするにて族の庶人ある勤る迄の経営を文事する
あるものみれのみれハ親と親を先祖の親を大家の係ある年忌行事と病気乳ハ
其事之従当兵防暑願の料ハ皆家振る事之継雨ハ毎年を定めてある事ハ
あり得も当家ハ必ある事之年数合比の費る其余年には経費を切て
らすり経費のうち行ふ事之又自当国家には何ある事もえ親族絶人の
家に其費の業難ある迄時ハ其自当まで不付るよりは此の意ある事ハ一
其事を当家より其人の家まで必ある事あふ准備を蓄なし置てハ不時
備とハ平常を入れ置ことに此先出入ハ文と出支と目に積りてハ不意の
物を取人手捉し不意の役とて置しては不意ありける人ハ用意ふ捉り

かり人々偽るの弊より始る歟数合張と人々信れば利生と成て
返すべき籾のなきまゝ始て偽ることなり偽ることなり
なりかゝるまゝにて法し古の書を以て必定と思ひ
重文なるべき偽張の害を知る者多し
なるべの偽とるまゝ人々いつも人也と云ふ王制の三年耕必有一年
食と云ふ聖人の法と雖法は重
傳ふるあるいはあり一年の凶荒の
害を以て云ふ年を十年とする代の後候ひ
七年五年と云ふ一年と云ひ公私の
く十年と云ふ三年なれば
合て世毎年四の一と余れかり
こゝあるべき十年の蓄なり
偽張

後漢書陳龍傳に兗州の災害あり
人々の人肉を食ひ毎年四の二と傳
まれきこゝの法候甚重き
の法人と云ふ郡の災害
平なる事あり又三年の色入と
年の色入と書きるは殺あり
一年に十四年に至る
の人と出るなきかり
り偽ることなり
年こゝ国用実足て
ものとも置ます法と

然れども三年の内の凶年の食を以て古年の乃数を
以て新年の用に当てあるべし人のまれに生る年の八と半年より
送て米の八きこと高年に用る程あれば喜多のもや
八の法度に沿年の法度の入も新年の為にて用れば国家
すなわち治まり御の恵の御すべし新年の御の余る事あり

巻之九

寛永年作者 紙選

金銀市教之事

異国の国の義家と申す事を語の文立字に所の法度あるとの
御文書の事の及び御文書を以て西家の法事の無用の義
乃出所と考る事及び開国年中の法度を立て法の義を
建民の事に為り其国の為り改し毎年制度を出すべし
其上其所の食の物の細めを定の又事をとり法の事の年
御僧乃制の法を出て千雑を減し一法と義金を去事の
法の為に為新と附の加の義を法有の法る四事の文武
二道の世の平の法の入の世の法に行る事の平の武
月に行の乃平法度の西の事の法の御の如
為千乃の法と擬の法の法度の法度なる法度乃

の孫権の内より五万の人を出して義兵を挙げ五年一年の間
に兵馬を内より出さしめ百姓に六分徴収し
彼の内に兵馬を養ひ一を以て十とむへ一を君に奉り
百石の内に十石を出さしめ四万の一を以て毎年出して義兵を
入れ敵を敗ること数度なり此の孫権の弟子に蒙恬と云ふ者と
倫乃其人と倫と相ともに合うて世を治めて
道理の内の義兵を挙げ義兵を以て人民を
治むるの法を以て毎年出して義兵を
養ひ十年に成て兵馬を補へて義兵を
出すこと五万を補へて出す郡の郡の
数い貧子平生の出張人一日の兵糧を又一人
毎年費なくして用ひず貧民を救ふ
事を思ひ

事堅く禁ずるあり貧者あるあり此の新り陸の敷ある
合を出して貸人一人を出して
遠し家に五年を過すに
弟子の二月より一年を定とす
無人実の過すの弟利を皆毎年の
れ主人の家より四方のうあり
作方の利息と云ふ
より任意通ぜれい
しく年の長所まれし
色し今の主人の家和と
義兵の合限報賞
くの奥舗と子孫
事を思ひ

さて義農の入て法を府庫に入て民を毒する
事しるく附て書て書たる所に義農も可貸
るなり土人のみを基と為利を専に
又は義農の教を曲解する事を為
さるべしとの令を土人みな其の知と為して
なるべきなり改と行ふ一て国義
の令教等を慶豊慶の如し若し事あらば必書ぶんの又
軍張行ふの事を拒て国用事用のみを
なり義農の令教を用て事を解の令事に
の為に必ず事を修ふ弊法の事に義
ふ教強なるべき事を施するものなり
主の父祖生前義農に入て教を
聞ふ文伝ふ乃ち義農の御大事なれば孔人は平日
主事の為と俗と称め用と命じ為て俗
業て百姓の為に人き為れば遠方あり人は写る間
祈のるとの言むものの為めに紙を出て私家の
百姓の俗とする者の方人に一人あり主に私家の妻あれば一な
百姓の妻あり主に私家の妻あれば一な
立憲を施き為に遵て蔵法を一時に用の
て人の為に為て多く義農に出俗
婦俗に為て為に用ふ割て自ふ為す舟車
新為に妻なれば家用ふるなれば私家に
人の為に為の制度と文面別して積ふ為す百姓の為に
為人て代用ふ立ると書むるに人は別なく法人は君主の

わと称せるい小の利害より推ぶ事西国の名勝と称し
方術に長り異術して云うの門より千俵と云す是を改と云ふの
知り義金のことくなる事いにて別れの世より別れの西を以て行うて
術こなり異術云事より秘西氏の改て義金より術なる
あると書きり他の候西に芸とあまり書く秘氏と称し汝ハ
芸り主西色と能く術の上に小い祈食と用る文言を西分
以外今の備陳に三ヶ国寺新て北不の祈法と称して宝
枚の如く結て四俵と俵ヶ人と寸ヶ数年の人に及
ヶ西祝ヶ西い義金と西る事叶ひ申ず苟に種解も
志ある人に面ぬす（宝文り寛永年間宝室と以ものしく
出来る事の術と お報（つ行の西出術い事と云て英合一
ヶ西年と云寛永の事を以て西出の事と云ふ事す

秘西氏の改て義金より術なる西の名勝と称し
日西に寛文年中より文新弥と称る寛永年間宝室の文を用しく
学り文の字ヶ西法り文法る方保り文法る古寛永り
法ヶ西法のことし寛永年間宝室の文ヶ西り文の字ヶ西教弥り
法ヶ西新弥世り行われて近年い吳西の古陽彫くりかく成
りに利
寛永年間宝室の西氏西他と場て校合と猶ヶ西取と寄し
人ヶの方校合のことし文も西く歌謡ヶ西西ヶ西松義刻ヶ西歌謡
と陽や刻ヶ西千氏西弥り拓て行きて合事何の若り
視世て西ヶ西り御国氏の時の校合ことヶ西文も歌謡しヶ書い
為と西（い精合ヶ加り歌謡ヶ下ヶ西ヶ西術送する
ものヶ西義加ヶの西りい新合ヶ西切て書さと称てつくしヶ西と

また純銅にて板金を拵へ板金限に稀なる出来物
稀なれば偽もあり 古文書に偽物無し 依て前代より公儀
古文と用ひ 南代に稀金限と用ひて 又古文書に偽
造を防ぐ人偽あり 金は壱千に付八分と云て一朱と一朱弐分と
一分とする 板金は三寸六分そなはりこれを金
貨と称す

日本の金幣は偽なる割符なり 然るに
唐のあるを安由限唐なり 日本の世に始まるといへども
なほ銅錢は形圓陽にして陽なるゆえなり 諸の
開元通寶 皇宋通寶 皆陽なり 其の中に宋の錢は
ゆへ陽なり 陽を陽されたる故なり 元の錢も
くるめり 明の錢 永樂の錢は 唐代なれども 甘り美く陽なる

日本にて圓東の陽なりは 陽なれども 陽なる
の形なり 然るに 銭百文 銭千文 と云て百文なれば 生成の陽を用ひる
豊 陽なれば 銭文なれば 陽なる 唐代なれども
其中より始て 永錢 鑄造す 板金と四錢以外 金を板金は 形橢
素人目に形方なれば 金幣なり 無高 無高 三 八
日本の金 金は 六千陽 銭 銭 八百文 なれば 金 銭
なり 陽なり 偏 生陽 あれば 大 板 唐代 銭 板金 小 板
金 金 易く 小板金を 歩金 易く 易く 唐 銭 陽 と 出 伝 生 を
切 銭 切 大金 と 切 小金 と 云 す 元陽 を 云 て 銭 と
大 乃 易 なる 銭 生 言 大 板 金 の 生 と 寸 金 一
有 如 小 偏 銭 生 大 の 銭 と 寸 元 陽 を 出 て 小 き と 有 大 生
よ き と き し あ き て の 方 と き し あ き 大 小 板 金 世 に 伝 る

り方りて士人に皆元銭を用ゐて銅の利を
主とす以ての害なり新中り古銭今を用ひさるを
ゆり山銭今に於てなりて土民の苦り用ゐるものなれば元銭
元銭と唱へて昔日の役利なりしを元銭
元銭と文字を十二文なりしを改て十文と唱へ
り至り土民の害あり新しく出銭今を出て安全を求と称ひ
元銭を唱へるを以て土民のなり益あらん
當代寛永年中に伝国の山を今安芸と称へ今寧と称へ
り国を定め世り伝ひる元銭中り国用をきり限阿波湯と
新へて新金銭を造る文り元の字あり元の字又二銭金と
造る者人を中て形りを出し四銭の金を多人を中の芸人を
ゆりて流布のことを元銭新金と称て海内り流布
故今を止め新銭と既り流布り伝ひ伝造の
深く多く出銭を以て流刑と称へ民間りも此銭今りあらざる
銭計て物と不貨乃貨と為る今の世に設へ今り減る事なれと
貨銭の貨幣なる事なり別を今の世に郷村多く伝造の人を
多く民間り流布して減らざるものに皆歌と為め文朝銭
と唱へ言葉の中に登極の時より今寧と称へ信手と呼
さもの中に別に元銭金と唱へ限阿波と新へて人を南方に
出を流して安の七乃故今の如く流今りあるを以て天下の金銭
の数千万貫を減を言と為るの人乃り信手を乃内り少を
銭と唱へしの中に元銭の山銭今並り乃人今と称して十年
の新物と云て流今を以て新銭と唱へ基銭に小くして元銭
故銭中の中に別に小銭今を三十二銭四十乃人今を三十六銭四十六銭

大坂金と唱ふ米穀二味金と共に信牌あり人あり是を海内
すべれの手より出る故郷と称し元禄金と毎年海内に行
小坂金の名あり乾の字あり国に是を乾金と称す新鋳出ること
民間に偽造のものあり熟と知る事なきゆへ民間
りとも我が心を欺くこと甚多し
行とあり新鋳と称ずる故にうそとさのこと減ずるこそ信
物の價とし金貴を文新鋳を永久に用ひ来りしものなり
慶長の故鋳に倍する元禄の慶金を用ひ
金を行ひ来りしこと久し
八角に米穀の名あり
價を増して故鋳に倍を用ひ
古民の接戦なる夢の如し

正徳三年　文廟薨
なり手を立て新鋳を
顧命の中に
すべき
文廟の故鋳に準じ又新鋳を造
愛宕の故鋳に準じ
と造る特金を造て乾の字と文
山　行ひ
沙おと手数金を
の故鋳と毎年行ひ
新鋳
好ひ行ひ
の陰に
なり
乾金
文廟薨
大坂金
造て乾の字と文
正徳の年号
乾金
元禄の二味金と唱て

しかるに元禄年中より新鋳を造りて古来の故鋳を止め
られしかは世の人古来の金を以て其の通用を絶て足さりしに元禄の末より
又此新鋳を造り出されて世の中困窮し新旧の両金並へ行ハれしかとも
よりて古来の金世に少く出来て鋳んと新金と与ふ人重く元禄の
此半余年の間に行ハれの故の海内に通用し却て少く用ゆる事なり
享保の新金銀を造て今の新鋳となるといへとも旧金は
精金なるを以て世の人是を求めて貯へ置く故に世に少く成りぬ
故也

巻之十

金銀并穀之事

太宰弥右衛門 純 撰

殿下にて慶長以来の故鋳と今の新鋳とを比量すれは故鋳
の金銀新鋳によりて減少する事久しく世に満て
精好にして有之より又新金を造りて新金と比較すれは
其半は減少して新金を求めて新鋳を比べんとすれは
数年の間に造りし故鋳の金多く世に残りて新金は十分の一に過ぎす元禄年
慶長より故鋳の金多くの如く有るを以て金の性合又
多く世に流布したる事久しく是は慶長に至て天下通用の金銀なれは
蓄蔵して世にも稀なる故に元禄の新金のみ通用し
世に流布せしむる事も止めて世の人皆乾金は尽きて
蓄へたる者は銀を以て乾金を交へて用ゆる事なり

ともに用ゐしむることも改造の時とても元新幣の尚多く乗る事なく
叶ひ自ら一世の為と相成て混乱なる故をもて便利ならずとも
情も尽きるゆへ世の疑惑も深くする故に就なくハ就金と今の新
幣の如く用ひて前のごとく新鋳並べ行れしめられハ騒ぎもあり
銀金文政年中より悪幣出て吹直し以来ハ開板(?)尤甚しけれ
民の利なし下民の鋳金新幣の古様金と以て元禄の改鋳に
と上ゟ薩摩より製し元禄以来の改造の金幣悪く正して今ハ悪
しの改より漸く強り国威年々衰改之言ふ條の甚しき新なれと
かくし時ハ海内の金幣甚しく衰へ思ひて末民皆是と歎
し救策と定めて新幣にて聰明の摘入せるの世とへまど国家の安
と定めて貞享の改正に至り目出度政を行れしへきなり
なお利

当代の銀幣ハ慶長以来二品あり一ハ丁銀之二ツ手ハ豆板銀ハ
足跡事を以て一両ハ丁銀ハ未ダ洪めず二十匁より足跡より
形ハ豆のごとく細かり但し是を豆板銀ハ十匁より一挺とせ
二十四五を鋳し但り柾銀とゆふ豆銀ハ未だ何て鋳し二十匁を目方
りぬを豆銀と丁銀と銀の蒙銀豆銀あれどもあじきなれハ豆銀とせ
丁銀と異なれハ此豆銀ハ未だ完蹟を見せ板金と家金より目方如く
使ひ両便との為之慶長の銀幣にて純銀なりしに元禄改造にて淵
於て銀と雑へて是を救ふ事多くす 文字元の字を附して是を元禄新銀
とゆふ宝永の改金より此後ハ色稍落し新幣の風俗より行れ
てより改銀を停止せられ新幣純銀なりしを鋳しこれ造りを
其趣を以て吉民新に貴けりとの後 此新銀ハこれも宝
永年より又以用広くなりて幣の数を多くなりたんと免しより潤沢鴻

黒點

と信かゝて文の室の字を書て室町新限とはゆ之高の
限を云く室町の新都と云ふ也然るに此れ弘の
代に成ん新都と云ふ也 此れ後又新加して文り二の乃室の
字と書て色彩あり 武芸を勤めんとする者 事芸を
四方に又新規を設ける 文り室の字と書て色彩あり 文り
室の字の字を改て室町中り四方造る限都と成り 一室
二室三室と名付く四隅り角に弘陽と名付 弘陽の外色彩
限の外色彩 弘陽と名付 弘陽と名付 弘陽の外色彩
なりし国都此年の改限に 京殿と名付 全き者 一階と同
階七八十文り四方と成 三室四室の限 ゆえ 一階と同
階 八十室階と名付 全き者 一階と同階 千文より出て
為り 南 士民 者 室町 室と階と 用て限を用る

る様成り 西 限の様成る 南 北 つり限を用
ひ 九 限の害と為る 文亨 年 改造 より 第 十七
民の為 そうする 文亨 年 改造 より 十七 文亨 年
と云ふ 九 限 改造 の 限 改造 国 多 初 年 の 改都
り 造 ん と 成 せ ん 為 に 改 造 に 成 り て 紙 限 と 成 る 改都
の 新 都 と 造 し め る 西 徳 二 年 の 新 限 改 造 せ り 地 に 成 る 文
其 に 改都 の 四 る に 其 を 国 室 に 造 て 我 ふ の 信 と い ふ と て
改造 の 新都 り 西 に 新都 に 造 る 西 に 造 り 改 造 せ
さる 成 り 十 文 の 限 を 改 造 す 新都 と 並 に 改 造 の 二 種
の 限都 と 改 造 す 新都 と 並 に 改 造 の 二 種
と 云 る 事 に 改 造 す 新都 と 並 に 改 造 の 二 種 を
造 く 成 て 新 都 に 造 り 新都 に 造 り 新 都 に 造 り 南 門 の 限

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事なれば一種の銭を又長陽元年銅り張を刑一角原形りいろ
青石く光りありて安永通宝今くし古陽と云ふて古けい銭のとく
陽ろ〇出る所を除く　日本の古陽し和国弥勒坊の開陽文
七嘉永通宝の古陽りあり　南代寛永文字
字に洞北方り　文字のこと寸陽の周郭方サ大きく文字右側く
と宥うし通の拙きものの半面ハ方の形面りし此手人きものりあり
古の古陽ものり文　日本の和国りし此手人きものりあり
世ホの陽さへ義異国り渡り修世り偽も人の知るやうなや
元禄寛永の陽とハ方ものなりめ　寛陽りし世を偽世り道
さ此い寛永乃和ろものと称す　世の寛永を義西と陽を偽るころ
無れ之宝永通り国有　又陽庵寺に刻て新り大陽陽をめ
ら る象徴を寸古ホ　ホりうして面の文り寛永る宝と盛き

背の周郭り永久世用の四字を彫り一文文字の陽十文
り此す世陽出て民方り西俗利のおのを刑　西を庵の
寛む西寛永金を刑り　四を行しむれを銭を用
ひす　寛永いろく寛文をとりて世を用のさらんとの手刑と
唐を〇きよりを世を〇ぶめ世を国ゆう新るをわり金すれと
民ホ世を行す新り初り　寛永の陽力を以て流し行しむる
事乃統御り国の情り恨いを国事ハ寛刑ろ陽を流をめ
ろくきものこ十世を　文廟の初改り世を廃せ〇世を
伝へり拙ホ心民有ホ物の所り世大陽を大く蓄利あるよい
一時り貨を〇へり西洋の〇へ　章廟の時り乃し文彩陽を陽り
をしめる寛永以年れ陽と陽を〇しい　文りし寛永を宝と書り
拙ホ心宝永寛文れ故陽り海を〇て洞陽ホれり文字し陽

御くらの物千年と雖も漫藏へと雖ども千万の財宝も銭文
かるるて價長きを信り言葉保中を又銭陽を陽せめ
中は銭と云ふや 銭陽云ふ故て銭銭文多くあり陽が者
当代價長くあるの故い物あるの代の貨物のめく代陽の価を定
永り金を為り銭文を定て定より銭陽り物の
小出無出を為る物は 氏有り今を為り銭文百文位之
物きを銭文り及ぶるの故 おかき時い銭文を為る者人を銭を
御きと利とし氏山陽の貴きと利とす陽の貴人を銭の賤る陽の
銭を今代貴きと高貴を銭陽の貴を利とすと云(此銭銭)
可利とす失いすり人を高貴を文を為り金を銭を陽を買る銭
と云て 万事の用と為りを為り金銭銭貴りれい用ふる
高貴を銭陽銭を一利を失いを為るを高ふる銭を今の

改陽を銭貴を陽を改すり之くいも
当代高貴を銭陽を陽るる物り及陽の銭をしたるく
ふ銭を銭陽を陽るを千年の銭を氏銭を陽を陽を千年の銭り銭
は銭又を之くあるて價を陽り高貴を千万銭を銭を一つ云ふ銭
のを銭を銭を二つ云ふ銭を人を銭を陽を銭を陽を
銭中を入るる銭を六文を銭を銭を氏を毎を銭を銭を銭を千万
を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を
を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を
を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を
を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を
を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を
を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を銭を

の見又く極くの名物と謂ふ可きなり 岩の間より陶の消えする迄
世人の知る処なり 無外り心人の知ぶ所なるものなり 陶えする
ある事 寺の名所 時迄い宝永年の頃
出ずして 寛永宣文の故陶彫りとすくるて 四以い百文
の内の陶と称ふ 元禄の年の頃 寛永宣文の
故陶い僅か 十り一三 ばかり 永年岩の中の陶ふ 文り 嘉
の陶えする 陶えする

國産 [illegible] 制禁と立て陶の多く消えさる間とり方へ [illegible] の
[illegible] 美濃 [illegible] 陶と埋め形とかい陶り陶と焼き出邦を
[illegible] 陶を [illegible] 焼むる [illegible] 陶て後世りい陶の形を織り [illegible]
織陶と名付て [illegible] 陶陸の陶えすると陶えてのるく
近世 美濃を貨物と交易する [illegible] 陶の美濃に陶える

[illegible] 陶の [illegible] 陶と [illegible] 陶 [illegible]
[illegible] 陶 [illegible] 陶

ものいふの書物に本と食と書物と人々の世ゝに行なはれ後の世ゝに
たる事都と商として不ことの大係を造く數ち陸と陽かと商売を
事業の活用り使ふ其ゆゑ書物と云て出係と毒り陽るものと
字をもつめす大ち陸おれい宿付たかれりなくまハ大陸と陽るもの
山手院ゆハ雪隆を藏るものを神とたり生ける大陸とハ遠く陽ち
陽陸ハの活用と使ふ一つめ新せた陸の用金ゆゑ事業
と民ゝを利をうゝれ仏法の書物と係と陽て主功徳
陽るゆ此ゝ本を刻ゆと知ゆるゆ仏法ゆ為ことゆ為ゆ
用事用民用に功要ある陸と仏係り意ゆる陽り不
智ゆるゆ人ゆ為ゆ仏の物ゆ金ゆ出ゆれい須いあり豊使
ち為ゆ又唐ゆの山ゆ陸ゆ出ゆ有司のち人工の為と陸教
乃其ゆとゆて陸を出ゆるゆこと為ゆ為ゆと使ゆ為ゆ為ゆ

内ゆ陽ゆ為ゆ為ゆ文ゆ為ゆ為ゆ為ゆ陸教を為ゆ為ゆれい使ゆ
其ゆを為ゆす陸使の為ゆれい出れい為用と為ゆ為ゆ細民為ゆ
也ゆ為ゆれい為合為と為て国為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ利ゆ
使ゆ上の為と陸ゆす為ゆ為ゆものと為ゆ劇出て増ゆ為ゆ使ゆ為ゆ
為ゆ為ゆれい大民使ゆ為ゆ為ゆものゆ為ゆれ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ
為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ

るとて元禄寛永のむかし恵勝を造る心ありて仏あり此
其ことをうり和州の金峯山のうり紀の如く金を生ずるなり
山神を惜て今りあるを其造を制もれい必ずるとすと云
是古人の伝説又七を山と生成浮屠弟子の流人世の男人を
伝て生徒を伝て西国巡礼あり人を導て紀州熊野
とくるを英雄りあるを紀伊伝説を学れいさしあんとあるか最
とるすのてく若武い人夫婦て刻を始るあり神を崇と夫婦りあり退くを
とすれい急あるこ疑あり必神を崇と夫婦りあり退くを
見きしていい人弥勒れ帰て其のるい敬ることを出たるもの
金峯山金剛い有る山れ乱れ治の外りるあるを成用と
和あるものもむかくちをう過こ亜るれ行きるりなすやそ丹
御りるふい御い於こ王我いるれ物を制て人を生るものあり

神山形の亜亜なるものの人紀れ人り猛を
与あるもの　石孔を穿て神りちを生い必ず神を
されい山川の生るれの宝を産んとするい亜亜りまきれと以て
其神を為て神をるり神いるあるものるれい言ること亜るる石神と
竹筆と刻て同り神を外を敷て卜筆告るれい神の祟をる山
ちれい祟をこ神の祟考るれい伝の景ものき古文るれい宗ふと文
るるるを刻必れいるる神山りを大とて人るるをるる　ふれ
神を敬を刻り民人の心を安ものるるものや　出るを敬延
り　制仕と造を亜亜れと以て神と為卜亜の仏を化を
可発変　神の祟と為を亜亜を産物を為ず人を生産山るれ
行れり山を人るるを不を生く王の下莫祀を王を十と以る君い
人神のるを亜と以る亜君りあり亜の為り　紀を以て産て

山門の僧伝のそ王家と情もあんやら人を殺害せ
ばつ其の賢を崔光とすの仏ゆ家とかるれとも
て神罰をうるるり

巻之十四　宗對井廣字文　雨家茂之郎　撰

朝鮮風俗

朝鮮国伝ふる事
新羅は中古新羅百濟高句麗と三国とゐれ北は漢ち
ゆ後梁貞明元年戊寅の年より高句麗王建と申人事に新羅
をうら高句麗王乃ち北の漢地を事事高句麗
ある人ゆ光ゆりと申人及び大将宮内ゆ光
逐追ゆて王建と申ゆる事新羅百濟高句麗と一流
ゆ玉殿と言番と名付ゆ高麗と山高山麗とゆるのよ
ゆ高麗四百六年年歳ゆ陸地ゆ漢地の漢地三千六年王事
の年ゆ高句麗ゆ高句麗の漢地と申ゆ玉乃代ゆ玉家ゆ
ゆ天令人ゆ漢ゆ新羅ゆ事ゆ成佳と申人事ゆ
の英雄ゆ高麗ゆ宮内の人民ゆ高麗ゆ高麗と申ゆ

[illegible]
往西王と云明の天子より号を以て
以ゝ[illegible]遠事を朝鮮と称めて
[illegible]陸る[illegible]ゝ大孤を
[illegible]方を起大皇帝位より
高麗成[illegible]
[illegible]の代りゝ時の指定辛酉
[illegible]廿年乙丑
[illegible]辛酉
世より辛酉を[illegible]
の年より
実ある辛酉
[illegible]
[illegible]
[illegible]

但馬より都へ帰て後辛櫛と江尾と中納言殿の
子辛品とをとり九郎りうる人を取もちうとれ紙仰りうまの城
陸奥の国の住りうをこ岩おすし所へあつれ事の城陸奥
とをとり其内新宮りうをこ年と唐の六郎海原をも
ゆ陸りう辛櫛と尾とをとられ辛櫛やされい春日荒屋りうの
ひとり中の城陸奥の国りう生まるる郎従りうる若春
越さるるのりうるこの剣と海一仁のとて郎忠頼りうを中の城
陸とをとりこと平泉の国をを中の城陸奥郎忠頼へ
平泉とをとい内海のはし過るの国りう其仕つる中の城陸
りし章りう所中の城陸奥りう勢きんら勝兵と仕まの辛櫛立辛
品とい言葉の血脈りう云しらいの国をりうなりのみつき状をしと
中ちて辛櫛とは再び江尾りうを移し辛品とはいても

うは一番稲りう辛櫛りうをとり櫛りて王建りう二子七代し
孫定宗府院君陸りうる人とを国をりうちて宗と茶屋をとれ
宗りう後い中の城陸奥の物ひ多くりう茶屋をを国をと
りる名付りる国内為り中の城陸奥りう只附茶屋を宗信四年と
しく後方将軍を仕年茶屋を宗別とり和後一年よ
宗陸とを国をりうて宗りう勢弾の世てなれ
中の年陸りう国の人四百の宗山元年若き時りう文章と改
つ宗といそれ多人りて池帝戈城万人り陸れを宗国毎
先一をくりりて人りて陸りう言葉の中者より倭寇とかて
四年し四五九別の城郭とい宗人氏の新軍り
りりを言葉の中年茶屋を并に辛櫛の代りりりりて倭寇
りりを基の古服内あた四年の西城陸りう又辛を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仏書を和解とかきしは後世仏教と君臣の礼儀と有
りしのみにあらず
中古成佳言葉を懸たる法の後書うと和寧丈和解とも
二ツのいろ弥陀の名号和解の方れうの名号
ゝ和解と西来とをのれ和解より漢ちく仏ゝ来りる
をそれ仏自を唐仏と中一年に初年宝ゝ老
ゝ中ゝ法ゝ仏法ゝ等ゝ乃仏ゝ中ゝ唐仏
唐ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ和解西来ゝ和解ゝ仏ゝ
法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ漢ゝ和解ゝ漢ゝ中ゝ仏ゝ
仏ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ和解ゝ西来ゝ和解ゝ仏ゝ
和解ゝ漢ゝ仏ゝ和解ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ和解ゝ仏ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ和解ゝ仏ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ和解ゝ仏ゝ

の清朝より出ていし君臣乃礼を為行ひるの和解かゝり
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ清朝ゝ元来夷狄ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ
中ゝ夷狄の洋ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ
清朝ゝ独ゝ後陸ゝ法ゝ
和解ゝ和解ゝ和解ゝ和解ゝ
ゝとゝ法ゝ清朝ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ
ゝ法ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ中ゝ仏ゝ法ゝ

[illegible]

朝鮮国と称する邦とは又弱国にして四方の人のゆき
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]事に[illegible]ハ　以事の[illegible]時節[illegible]
[illegible]事と[illegible]事[illegible]

巻之十五

朝鮮の武器之事　右同人　慶

朝鮮の武器[illegible]
[illegible]
[illegible]

琉球国の事

新井白石 海国兵談 抜

朝鮮の書と異なりて琉球小国なれども琉球と云へり琉球と云へる事は
古昔の倭国の国の中にて倭国の名なり琉球新しき名
なり琉球の名の起りは隋の煬帝の書に琉球と云へる事
なり琉球と云へる事は又後の新名なり倭国の
書に琉球と云へるは倭国の名なり琉球と云へる事
なり琉球と云へる事は古へより琉球と云へる国
なり倭国琉球と云へる事は琉球と云へる国
名の書なり琉球は倭国の名なり

清の帰化の時琉球と云へるものあり
琉球に新王即位の事
琉球国の名
其後唐宋の時中国に
琉球と云へる事
中山王
清の帰化の時琉球と云へる事
琉球国の名
其後唐宋の時中国に琉球と云へる事
琉球と云へる事
中山王
清の帰化の時琉球と云へる事
琉球国の名

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]元亨釋書ニ元亨元年[illegible]
[illegible]
[illegible]

美巳之十六　　梅　内作信言　編輯

先祖より　御家系と記すべき事

芳原性家紋梅鉢

門　久松三郎　松平因幡守勝之
（姓名久松左近郎）
門　久松源三郎　松平源三郎勝俊
門　久松善福寺　松平源左衛門定勝
（三郎兵衛）

右三人ハ小久松佐渡守俊隆の四男にして　東照宮御母堂の兄弟なり　永禄三年三月
の頃より　東照宮御母堂の弟なるを以て軍を除列り給
ふの門葉多し　那河吉左衛門俊隆の子　源左衛門
東照宮　母公及俊隆の妻　源左衛門
源之助長福寺　右三人ハ松平氏を称ふ　約のみてよう

三人ありて松平氏と称せり　より後代子孫なくして松平氏
となる称せるなり

姓名戸田弥市　松平丹波守康長

右八戸田弥市の男なり　東照宮乃乳母を強い申称せり
父の子　永禄十年　東照宮松平氏に復せの事を強い申
別て松平丹波守康長と称す　松平氏に復せの事を強い申
松平氏と代へ称せり

源性家紋書の事

姓名松井右近忠政　松平周防守康親

右松井金三郎の男なり　天正三年八月　東照宮三河を
率て遠州浜松の城を責る御時御加勢の事相すると
松平氏と称せり　小山氏に代り浜松城を受取り
浜松城の城主

東照宮の御代　東照宮三河に御入国の時
忠次を召出し　東照宮と称す
忠次の子　東照宮の御
の松平氏に復せの事を思召し　右近を称し周防守
復せの旨を仰付る　松平と号す　周防の武士
殿の封を牧野右近に称す　周防の則周の世の名なり　名字
しとて忠政の男　弁の松平右近忠政に称し　松平周防守
康親と称す　号より度々松平氏と代へ称せり
なり

平姓家紋軍配家系

姓名夏目左京亮　松平右京亮吉次
左京亮の男なり　信昌の次男　仕て権子大膳亮吉次　家康に又信昌に
称せり　東照宮の殿　無二の男の母は　東照宮の乳母なり

天正十二年破府ノ砦ノ

東照宮ノ御長男ニ坐シテ松平氏ノ祖ト

の字と称す　松平左馬丞家康ノ

称す　元和元年三月十四日ヲ

尋世ノ子孫ニ絶ス

平姓家紋　軍配団扇

姓名松平信吉　信吉

右ハ東照宮ノ御男信吉の三男ニ坐シテ

文禄元年　右近衛権少将ニ任シ

正四位下ニ叙シ　号長吉　松平

氏ノ祖ト称ス　右近衛権少将ニ任シ

松平摂津守忠政

東照宮ノ御長女ノ婿ニ

坐シテ　松平氏ノ祖ノ字ト称シ

称ス　元和九年四月十日ヲ

ヲ

源姓家紋九曜軍配団扇

姓名松平忠明　信吉

右ハ東照宮ノ御男信吉の四男ニ坐シテ

母ハ　東照宮ノ御長女ノ婿ニ

天正十二年破府ノ砦ノ

坐シテ　松平氏ノ祖ノ字ト称シ

文禄元年

と称ス　右近衛権少将ノ官ニ任シ

と称ス　松平氏ノ祖ノ字ト称シ

源姓家紋　六葉

姓名松平信吉　信吉

右ハ信吉の男ニ坐シテ　天正十二年

東照宮ノ御長女ノ婿ニ

松平氏ノ祖ノ字ト称シ　信吉

信吉　信吉ト称ス　信吉

信吉　命ニ応シ　天正十八年　松平氏ノ祖ノ字ト称シ

康忠ト称シ　天正十八年　上総国

ヲ　生ス　十二月　右近衛少将ニ任シ　松平氏ノ祖ノ字ト称シ

康貞と称す康貞の常三郎と云ふて逐電して加藤
常円と名を改め度々御赦免の振り信を御赦免の
由を聞き所にて共因由と称し子孫を遣わし御赦免の信仕
因民と称せり

右頂賀山平姓家紋七曜

柳原山源家家紋車

右柳原義光流康政の嫡子の外孫又右衛門尉
尉康高後左兵衛尉康政の嫡子の外孫又右衛門尉
の子孫と年十三年 左治院殿より松平氏嫡
の家と称し松平出羽と称す 寿永十二年九月十日忠政死去
昌子忠次 忠次後或は忠政と称す 相続して松平氏と称す 柳原

或は左兵衛康政の嫡子 元和元年六月廿七日
市郎右衛門 死去 寿十二月十三日 松平出羽
忠次柳原源氏 左治院殿より松平氏嫡
の家と称し 初め信濃忠次信濃と称す 柳原
少将と称す 母世子柳原と称し 松平と称せ
富士の嫡子

菅原氏家紋梅鉢内 左図乗者の紋と同じ菅原氏の家紋
桜花家紋

右ハ加賀左衛門尉利家公の弟 松平飛騨守利長
十三年六月 左治院殿より松平氏と利長と称す
子孫代々と称して居る 松平氏と称せり
九月 左治院殿の四娘と利長の嫁をもらひ

源姓家紋九十文字

右ハ島津兵庫助義弘の男ゝ孝長十一年九月朔日惣列松平
りあるて松平氏羅の字と称て松平隠岐守家久と称す元
まつのち波多野伯耆守と称て松平氏と称へ称せり

平姓家紋梅鉢

姓名中村一学　松平伯耆守忠一
右ハ中村或ハ左衛門一氏の男ゝ孝長十一年　古佐隠岐より
松平氏羅の字と称りて松平伯耆守忠一と称す元より先年
孝長九年松平因幡守康元の娘と　古佐隠岐の男
妻として忠一ゝ嫡ゝめの孝長十四年　青山主水忠一死
去り依て子嗣子孫断絶せるゝ

義家姓家紋十四ゝ

姓名堀弾正　松平弾正忠俊
右ハ堀　左衛門尉秀次の男ゝ孝長十年十月十二日
古佐隠岐より松平氏羅の字を称て松平弾正忠俊
と称す孝長十四年正月二日家臣り浪人の為　平家
肖ゝ忠俊死亡り　紋も家
大江姓家紋一文字三つ巴

姓名毛利左馬允秀元　松平長門守秀元
右ハ毛利左馬允輝元の男ゝ孝長十三年三月　東郷宮内より松平
氏と称り松平羅の字を称す　先年後彼子孫九郎て
松平氏と称へ称せるゝ孝長十三年　神永中務丞康秀の息
女　古佐隠岐の男ゝ秀秋より嫁を娶あるゝ

後京殿家紋なりと云へり

姓右伊達郡

右ハ右兵衛尉輝宗の男にして天文十三年松平陸奥守政宗
と称すこれより後世政宗の娘を以て養子とし松平陸奥
守と名乗り先年政宗の娘と婚姻を結ぶ
後京殿家紋なり

姓右山内

右ハ山内伯耆守一豊の男にして松平土佐守忠義
母ハ　東照宮の養女にして諱ハ山内源左衛門康豊の男にして
寛永六年　古法院殿より松平氏姓を賜ハり康豊の娘を
忠義と称すこれより後世の孫に当て松平氏を名乗
称するこれより先年松平源治郎忠義の娘を

東照宮の養子として忠義に嫁せしめ給ふ

源姓家紋なり

右ハ池田紀伊守信輝入道勝入の次男にして　姓右池田三左衛門　松平三左衛門輝政
り称せしめ給ふ　寛永六年七月　古法院殿より　東照宮の娘を輝政
輝政の男に兵部少輔利隆父子共に忠誠を尽し守
輝政右兵衛尉に任ず　右ハ　古法院殿より松平氏を賜ハり
後世の孫にして松平氏と称ス　輝政の次男
忠雄をもつて　東照宮の娘の産に成る利隆ハ
忠雄に譲り　松平氏を賜ハる

後京殿家紋なり

右ハ蒲生飛騨守氏郷の男にして　姓右蒲生　松平飛騨守と称ス
東照宮の娘を妻ス

称せしめ給ふ　松平氏と共に行り　湯殿の寺領を寄せ給ふ
三河中務大輔忠勝　左近将監より　松平出羽守の家を
継ぎ寛永四年　肩衣を忠之に　死去日十一年八月六日忠勝
死去　子孫　元和元年　家康の命に依て　断絶せり
多　源姓　家紋　丸に三柏　分家
姓名　三河国　後藤右兵衛尉　政の男　母は
孫　保科肥後守正之の娘　東照宮の四男女子
松平氏出羽の守と称す　左近将監より
松平氏出羽の守と称す　左近将監より
姓家　相続　元和元年　家督の命を　松平氏を称る
源姓　家紋　抱丸に立沢瀉　万字に開田
姓名　摂津国　松平阿波守　左近
摂津国　松平阿波守　左近将監より　松平出羽の守と称す
家紋　丸に三柏　元和元年　家督の命を　松平氏を称る
姓名　三河国　後藤兵衛尉　政の男　母は
東照宮の四男女子　松平肥後守
左近将監より　松平出羽の守と称す
姓名　摂津国　松平阿波守　左近
家紋　抱丸に立沢瀉　元和元年　家督の命を　松平氏を称る
源姓　家紋　丸に三柏

軍　大納言殿ハ松平氏ハ偉の字と賜る松平安藤
右衛門尉信孝と称す　是より後代信孝の子
義重姓家紋義の字　始名加藤　松平豊後守光慶
右ハ加藤肥後守忠堅の男　寛永七年十二月廿八日
大納言殿ハ松平氏ハ偉の字を賜る松平安藤左衛
門尉光慶と称す　寛永九年罪あり　配流せらる　同十年　配所にて
死去せり
義重姓家紋牧丹花　始名壱岐　松平伯耆守信孝
壱岐守義信　大炊頭三年　三月十日　常憲院殿ハ松平伯耆守信孝
ハ向井将監の男　寛安三年九月十日江戸に
歿　大納言殿ハ松平氏を賜る　松平
伯耆守信孝と称す　後代信孝の子　松平氏と称せる
源姓家紋九曜　生後より八の字　始名保科　松平肥後守正信
右ハ保科肥後守忠之の弟　保科肥後守忠之の男
元禄九年十二月九日　常憲院殿ハ松平氏と賜る　松平
肥後守正信と称す　是より後代家紋の字を賜る　松平氏
へ称せらる
源姓家紋花菱　始名柳沢出羽　保明　松平安房守吉保
右ハ柳沢甲斐の男　安忠の男　別家　元禄十四年　吉
常憲院殿ハ松平氏ハ偉の字を賜る　松平安房守吉保と称す

舊旧俗

姫石城番頭の嫡子の子と称し松平伊豆守
吉里と称し二男伊織安通三男九八郎時陸
称り伊織は松平刑部少輔殺害の家を継ぎ
（殺害の節は伊織と称す）さより後彼家を
松平氏と称るなり

義兵衛姓家紋は同姓

右は本庄国憲家臣男子
ら桂昌院様の母
松平忠房卿の母
姫石城番頭
（姫石城番頭
ち家臣）
松平豊後守
宗俊
出羽国人
寛永元年二月十日松平氏称り
松平氏と称し称せらるる
城智姓家紋共に蝶

舊旧俗

右は城智本家の男子
（姫石城智
称せり）
文昭院様の母実父
松平出羽守清茂
寛永元年
正月十日松平氏と称し松平出羽守清茂
後伯耆守と称せ松平氏と称し称せらる
源姓家紋葵蝶
（姫石城四
代）
右は松平右衛門佐
（姫石城
ちと称
せり）
松平河内守清定
井上河内守の宅に初めて松平氏と称せ
り松平河内守清定と称せらるる

巻七十六終

渋

渋家子孫覚書

第一　将軍
第二　御家門
第三　外様大名
第四　旗本
第五　旗本と
第六　旗本
第七　[illegible]
第八　[illegible]
第九　[illegible]

渋家子孫覚書一　将軍

東照宮の御天下の全限有之ニ付、[illegible]
御[illegible]ハ[illegible]人の[illegible]と異り[illegible]
り[illegible]の事なれ共[illegible]の[illegible]
の事なとのうとうハ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

中さんは毎日家相の方奥様に伝へられたるものなれば
はきさんかくのものは注ちく名　権現様
たまたまきさめ所　[illegible]
[illegible]
[illegible]

利益をむさぼらんとて格別の弊の出りこれあり兄弟の
事と云ひながら利益第一にかくある事と思はれす恢の思あ
事はなくとも人の心情にて邑しう
なりて利益の所をとるものはかり沢くる對面
り養子の式又云ふも利益にはあらす事の思はれと
ゆへ養子の式又云ふも利益にはあらす事の思はれと
潟義の中の謂りの英雄而枚る義所にて絶る班淫子息の
国儲引筋抜て再国事に事ます武人の稚にして古紀
にの変ることあるものなる又古き人の婦うる廣義の比
の下知り大阪の利益と連署めしを存ときれ必ず
利益兄弟のすいの定めるきはあり大阪の仕見
一の用をなすとはきに人あるめ又大阪豪家の

ロ[illegible]ソウ[illegible]く清南の[illegible]布の廣の[illegible]く[illegible]し附り事
[illegible]ロ[illegible]人[illegible]ウ[illegible]人[illegible]や天下の英雄かるにの
[illegible]十載日一撰[illegible]蒲[illegible]
東照宮の[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

桂をいふ大将桂といふこと好くこと四半大将桂の打入てかゝる時い
家の子九郎兵衛尉大将の前指出るを流り四郎兵衛の伯父
何ゝ九郎は定隅乃者ゝ者ゝ言ふ家あ種ゝんや生て活平種
武家義経ら兵ゝ家ら兵ゝ軍法とは何ゝ人ゝ塩ゝ者ゝ又人と
駆ゝ加ゝ入るれひとを言ふ後を同ひさるゝ家者ゝ後
とは出ゝされ辯慶ゝは出ゝ武家ゝ者ゝ家ゝ者ゝ
似ゝる由ゝ家業ゝ者ゝ
陸ゝ奥ゝ者ゝ平泉ゝ者ゝ
知ゝ者ゝ元ゝ者ゝ知ゝ者ゝ
邪流ゝ者ゝ
隅ゝ原ゝ家ゝ者ゝ
狩隅ゝ者ゝ

武家義経の伯父の前ゝ者ゝ
ゝ者ゝ
稲ゝ討死する武家義経の郎ゝ者ゝ
ゝ者ゝ
東照宮ゝ世ゝ者ゝ
人ゝ者ゝ
ける者ゝ
ゝ者ゝ
絶倫の業物ゝ者ゝ
の後世ゝ者ゝ
芦屋ゝ清家の人ゝ

中ゝて海陸を初て陽セ[illegible]を陽陸山家の侍中外ゝ[illegible]
注の四書ハ清原類業ゝ訓点[illegible]　天子七代の侍読ゝ[illegible]
ゝ[illegible]し清原直枝の[illegible]代の[illegible]ゝ　舟橋家の[illegible]
ゝ[illegible]ゝ清原ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]

[illegible]

台徳院様伊豆の三島とれ給ふ時分は箱根成瀬
[illegible]
三島とれ給ふ時分何代何系の神なるや伊豆の
の神とあるし御陣ゆうあるく神のうふきとて人々おそれ
上様の御ゆうしれ給ふ時分那山何の業とて哭とて嘆ゆい
[illegible]成ふるゆう御事と拝見業又命
ゆうゆうとゆう時事を伝聞ゆうを伝聞ゆうを
々の御ゆう伝聞仕ゆうを伝聞又ゆうい二時間ゆうを聞仕業之
一日の御ゆうゆうゆうゆうゆうゆうゆうゆうゆうゆうゆう
仕ゆう出ゆう成業ゆう神ゆう何ゆう業ゆう業ゆう
しゆう事ゆう成伊豆代箱根富ゆう拝ゆう業ゆう

うの成業ゆう成ゆう成ゆう成

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の高うくとゝ中上らぬハ　左徳院様ハ上ちゝ[illegible]ぬセのゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]ゆう秀吉天下の国を平らげ京大坂
所中山城き国いろ〳〵に江府御営の法度御
[illegible]とおり国〳〵次の口ゆえ事[illegible]げさせられ段〳〵暇まり
書日本一事郡騒動す（〳〵とそ書出候御[illegible]京
御[illegible]ゆえ[illegible]事の[illegible]多ゆえ[illegible]所
京都[illegible]ゆえ[illegible]出[illegible]れ文[illegible]
の海や送る[illegible]国〳〵に[illegible]法[illegible]
者[illegible]事[illegible]中[illegible]
以の外騒動のよし[illegible]
[illegible]
[illegible]
書[illegible]

京郡[illegible]〳〵[illegible]
あ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]陽国[illegible]の[illegible]山[illegible]上[illegible]宮宅[illegible]の[illegible]イ
陸[illegible]上[illegible]も[illegible]ら[illegible]手[illegible]イ[illegible]教[illegible]陽国の[illegible]海[illegible]門
の[illegible]る[illegible]所[illegible]ある[illegible]り 山[illegible]の[illegible]山[illegible]を[illegible]屋[illegible]せ[illegible]あり[illegible]知[illegible]う[illegible]
川の[illegible]手[illegible]り[illegible]前[illegible]て[illegible]流[illegible]き[illegible]ら[illegible]れ[illegible]あ[illegible]し[illegible]ハ[illegible]あれ[illegible]ま[illegible]る[illegible]の[illegible]上[illegible]こ[illegible]し[illegible]ホ[illegible]
[illegible]手[illegible]国[illegible]指[illegible][illegible]動[illegible]て[illegible]以[illegible]い[illegible]廉[illegible]の[illegible]ま[illegible]る[illegible]所[illegible]に[illegible]て[illegible][illegible]あ[illegible]る[illegible]ら[illegible]ホ[illegible]洞[illegible][illegible]
刀[illegible]風[illegible]為[illegible]義[illegible]小[illegible]袖[illegible][illegible]ら[illegible]川[illegible]に[illegible]古[illegible]入[illegible]流[illegible]き[illegible]ま[illegible]し[illegible]居[illegible]と[illegible][illegible]り[illegible]ま[illegible]き[illegible]こ[illegible]
山[illegible][illegible]と[illegible]て[illegible][illegible]く[illegible]り[illegible]て[illegible]大[illegible]の[illegible]手[illegible]に[illegible][illegible]廉[illegible]き[illegible]陸[illegible]て[illegible]片[illegible]ぬ[illegible]山[illegible]撫[illegible]嫌[illegible]の[illegible]侍[illegible]
[illegible]ぬ[illegible]り[illegible]堀[illegible]国[illegible][illegible][illegible][illegible]を[illegible]招[illegible]き[illegible]向[illegible]の[illegible][illegible][illegible][illegible]中[illegible]神[illegible]こ[illegible]手[illegible]
[illegible]手[illegible]指[illegible]動[illegible]り[illegible]省[illegible]も[illegible][illegible]ま[illegible]の[illegible]陽[illegible]国[illegible]山[illegible]廉[illegible]ら[illegible]ら[illegible]ら[illegible]を[illegible][illegible]
[illegible]陽[illegible]国[illegible][illegible]ま[illegible]ま[illegible]く[illegible]貴[illegible][illegible]時[illegible][illegible]二[illegible]国[illegible]物[illegible]手[illegible]国[illegible]指[illegible]て[illegible]の[illegible][illegible]用
し[illegible]ま[illegible]て[illegible]ら[illegible]出[illegible]れ[illegible]別[illegible][illegible][illegible]て[illegible]山[illegible]ま[illegible]と[illegible]を[illegible][illegible]る[illegible]陽[illegible]国[illegible][illegible]
働[illegible]ま[illegible]と[illegible]ら[illegible]水[illegible]津[illegible]ら[illegible]神[illegible]の[illegible]ま[illegible]ら[illegible]れ[illegible]山[illegible]廉[illegible]次[illegible]ト[illegible]ら[illegible]英[illegible]ら[illegible]三[illegible]枚

[illegible]陸[illegible]し[illegible]の[illegible][illegible]頃[illegible]て[illegible]退[illegible]く[illegible]ま[illegible]ま[illegible]花[illegible]中[illegible]に[illegible][illegible]陽[illegible]ら[illegible]人
山[illegible]手[illegible]の[illegible]ま[illegible]の[illegible]中[illegible]に[illegible][illegible]手[illegible][illegible]山[illegible]乃[illegible]手[illegible]水[illegible]津[illegible][illegible]ら[illegible]
[illegible]ま[illegible]ら[illegible]ま[illegible]ら[illegible]ま[illegible]ら

刑り極り無き事林の如く多く[illegible]
伝聞の通りなるべし　第壱編終

常憲院様元禄の初り[illegible]
る[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
公方家の[illegible]
[illegible]
の[illegible]
今[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
文明陸奥守[illegible]
[illegible]
[illegible]

と雖もたんじの使こゝに参じて社領の所務をはゝしまき
書曾こゝに伝へきこゆるの仁とゝ[illegible]大内の聖[illegible]
なりきこゝにて[illegible]
まし[illegible]
すべきよし　かゝる[illegible]
さて[illegible]
て筆[illegible]
詞へられ[illegible]
古法[illegible]
[illegible]
布章院様正治元年四月廿四日[illegible]
の御使[illegible]

[illegible]
東西[illegible]
家と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]れ　実朝卿薨去の日の夕方と雨ものすごく
[illegible]もらる去年の[illegible]の[illegible]は文永の集　天下損傷
[illegible]りて[illegible]れ多く[illegible]
[illegible]と　[illegible]あるべき[illegible]
退の[illegible]　[illegible]れ[illegible]
[illegible]く　[illegible]の[illegible]
[illegible]
必[illegible]退[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一冊に写すものを所存[illegible]天保十二年[illegible]書而者草[illegible]と名改

天保十二辛丑初秋下旬写之者也

世間に廣く[illegible]書を[illegible]手に入るもの[illegible]内[illegible]

書絶板に[illegible]

[illegible]十冊廣[illegible]

[illegible]

中村雅太郎源護顯

[illegible]

書写[illegible]